

国土交通省告示第百五十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の六の二第三号の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の十八第一項の確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要する業務を次のように定める。

令和六年三月八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要する業務を定める件

建築基準法施行規則第十条の六の二第三号に規定する確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要する業務は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十三条の評価員に同法第五条第一項の登録住宅性能評価機関が実施させる同法第七条第一項の評価の業務
- 二 旧財団法人住宅保証機構が行っていた住宅性能保証制度における検査員として行っていた審査業務
- 三 平成二十年国土交通省告示第三百八十三号第一条第三号の現場検査員として行う同条第二号の現場検査

査の業務

四 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第十条の規定による廃止前の住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十三条第一項第四号イに掲げる業務（貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は合理的土地利用耐火建築物等の工事の審査に限る。）及び同号ロに掲げる業務並びに住宅金融公庫法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十二号）による改正前の住宅金融公庫法第二十三条第一項第二号イに掲げる業務（中高層耐火建築物等の工事の審査に限る。）

五 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第七条第一項第三号イに掲げる業務（貸付金に係る建築物若しくは建築物の部分の工事の審査に限る。）及び同号ロに掲げる業務

六 建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）による改正前の建築基準法第七十条の三十五の七第一項の構造計算適合性判定員として行っていた同法の規定による構造計算適合性判定の業務

七 建築基準法第七十七条の六十六第一項の登録を受けた者として行う同法の規定による構造計算適合性

判定の業務

八 その他国土交通大臣が建築基準法第七十七条の十八第一項の確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認められた業務

附 則

1 この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

2 確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要する業務の指定（平成十一年建設省告示第千三百十四号）は、廃止する。